

アナログ放送終了期限までにデジタル放送をご覧いただけるよう、デジタル放送の電波が届かない過疎、離島などの「新たな難視」地区に対し、デジタル化改修等に関する助成金を交付します。

## 新たな難視地区におけるデジタル化の支援

### (1) ケーブルテレビ等移行対策

#### ①受信者のケーブルテレビ等への移行

ア 事業主体:ケーブルテレビ等への移行を行う者  
(民間法人等を経由して補助)

イ 補助対象:ケーブルテレビ等との契約料等

ウ 補助額:定額(上限3万円)  
〔事業費から3万5千円を除いた額〕

#### ②ケーブルテレビの幹線設備の整備

ア 事業主体:市町村又は有線テレビジョン放送施設者  
(民間法人等を経由して補助)

イ 補助対象:①の対策の実施に必要なケーブルテレビの幹線設備の整備に必要な経費

ウ 補助率:2/3

### (2) 高性能等アンテナ対策

ア 事業主体:高性能等アンテナ対策を行う者  
(民間法人等を経由して補助)

イ 補助対象:高性能等アンテナ対策に必要な経費等

ウ 補助率:2/3(ただし、敷地外の伝送路整備は10/10)

### (3) 共聴新設

ア 事業主体:市町村又は共聴組合  
(民間法人等を経由して補助)

イ 補助対象:共聴施設を新設する場合に必要な経費

ウ 補助率:2/3

### (4) 技術・相談サポート

ア 事業主体:民間法人等

イ 実施業務:(1)から(3)の対策等の実施に必要な調査、概念設計等の技術的支援((1)②の幹線設備の整備を除く。)

ウ 補助額:定額

